

広島市障害者差別解消 調整審議会について

広島市障害者差別解消調整審議会

広島市障害者差別解消調整審議会（審議会）は、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（障害者差別解消推進条例）第15条第1項の規定により設置し、同第2項の規定により以下に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、紛争事案について調査し、及び審議すること。
- (2) 前号の規定による審議の結果に基づき、助言又はあっせんの案を作成し、市長に答申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、紛争事案の解決を図るために必要な事務

条例上の委員及び臨時委員の規定

- 障害者差別解消推進条例第15条

第3項 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

第4項 委員は、紛争事案の解決に向けて中立公正な判断をすることができ、かつ、障害者の権利擁護に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

第5項 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6項 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第7項 審議会の臨時委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

第8項 審議会の臨時委員は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

審議会の構成

	委 員	臨時委員
人 数	5名	原則2名
任 期	2年	紛争事案ごと
任 命	紛争事案の解決に向けて中立公正な判断をすることができ、かつ、障害者の権利擁護に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者	紛争事案に関し十分な知識又は経験を有する者 (当該紛争事案の当事者である障害者・事業者それぞれの立場から意見を述べられる者)

審議会委員案

	委員候補	推薦依頼先
①	学識経験者	大学
②	学識経験者	大学
③	法曹関係者	弁護士会
④	法曹関係者	司法書士会
⑤	福祉関係者	社会福祉士会

③ ④ ⑤ } 三士会

※学識経験者及び本協議会の委員でもある三士会に推薦を依頼する。

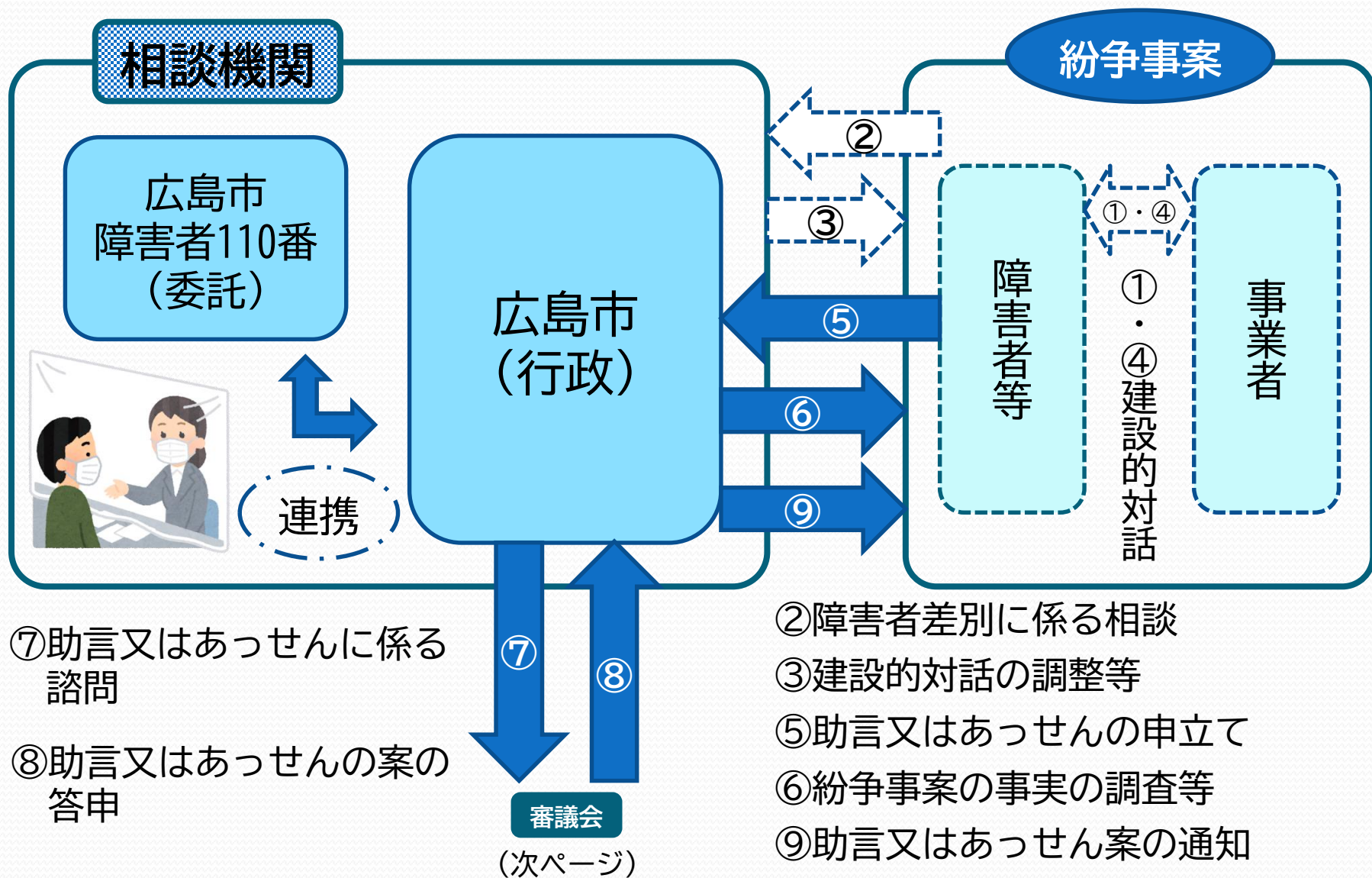
審議会臨時委員について

紛争事案ごとに、障害者・事業者双方の意見が適切に反映されるよう、当該事案の当事者と同じ属性の者（原則として当事者の家族等や直接の利害関係者は除く）を臨時委員に任命する。

例えば当該紛争事案の当事者が視覚障害者と不動産事業者の場合、視覚障害者（障害者団体からの推薦による視覚障害者や支援者など）及び不動産事業者（事業者団体からの推薦による事業者など）を臨時委員に任命し、それぞれの立場から意見を述べ、事案を調査審議していただく。

※なお、必要に応じて、委員及び臨時委員以外の者に対し、資料の提出や意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることも可能

審議会のイメージ (1/2)



審議会のイメージ (2/2)

相談機関 (前ページ)

⑦

⑧

⑦助言又はあっせんに係る諮問

⑧助言又はあっせんの案の答申

審議会



委員
(学識経験者等)

調査審議

〈事案1〉

臨時委員
(障害者側)

臨時委員
(事業者側)

〈事案2〉

臨時委員
(障害者側)

臨時委員
(事業者側)

常任

事案ごと